

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 公有水面の埋立ての承認(二六・河川課)
- 公有水面の埋立ての免許(二七・水産漁港課)
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(二八・都市計画課)
- 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(二九・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(三〇・商工業振興課)

公告

- 特定非営利活動法人設立の認証の申請(県民文化政策課)
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする旨の決定(雄勝総合農林事務所)
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
- 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(一)
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(二)
- 政治団体の解散の届出(三)
- 政治団体の収支に関する報告書(四)
- 公職の候補者の資金管理団体の届出事項の異動の届出(五)

告示

秋田県告示第二十六号
 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定により、次の

とおり埋立ての承認をしたので、同条第三項において準用する同法第十一条の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 埋立承認の日 平成十三年十二月二十六日
- 二 埋立承認を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 国土交通省

住所 能代市川反町九番三

- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(一) 埋立区域

位置 能代市河戸川字西山手四十五番

(二) 面積 三百二十五・九平方メートル

(三) 埋立てに関する工事の施行区域

位置 埋立区域に同じ

(四) 面積 三百二十五・九平方メートル

埋立地の用途 道路敷地(琴丘能代道路)

秋田県告示第二十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 埋立免許の日 平成十四年一月七日
- 二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 秋田県

住所 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城

- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(一) 埋立区域

位置 由利郡金浦町金浦字岡の谷地九十番一及び金浦字川尻四十二番地三に接する護岸敷地先の公有水面

(二) 面積 二万六千三百七十六・〇二平方メートル

(三) 埋立てに関する工事の施行区域

位置 由利郡金浦町金浦字岡の谷地九十番一及び金浦字川尻四十二番地三に

- 四 接する護岸敷地先の公有水面
- (2) 面積 四万三千八百二十六・七七平方メートル
- 埋立地の用途
- 漁港施設用地

秋田県告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
道路
- 二 都市計画の案の名称
大曲都市計画道路（三・三・八号駅東線）の変更
- 三 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分 大曲市通町
変更する部分 大曲市大花町
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (一) 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北建設事務所用地課
- (二) 大曲市花園町一番一号 大曲市建設部都市計画課
- (三) 大曲市花園町一番一号 大曲市建設部都市計画課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十四年一月十五日から同月二十九日まで

秋田県告示第二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社同友 代表取締役社長 平間重邦
大館市花岡町字前田一三三 一
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社同友小坂店
小坂町字栗平二五 一
変更しようとする事項
店舗面積の合計
- (三) 変更前 千三百四十四平方メートル
イ 変更後 千二百八十八平方メートル
変更する年月日
平成十四年一月二十日
- (四) 平成十三年十二月二十八日
- 二 届出年月日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
小坂町福祉保健総合センター ゆとりあ
縦覧期間
平成十四年一月十五日から同年五月十五日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- (一) 秋田県告示第三十号
- (二) 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

秋田県告示第三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフルシティ男鹿
男鹿市船越字内子二百三番地一外
男鹿市長の意見
意見なし
- 二 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
男鹿市役所 観光商工課

申請年月日 平成十三年十二月二十八日	申請に係る特定非営利活動法人の名称 ヒューマンサービス	代表者氏名 佐藤清子	主たる事務所の所在地 横手市婦気大堤字婦気四十二番地	定款に記載された目的 この法人は、社会全般生活に対し、消費者の立場に立ち健康維持、環境保全や社会教育に資する全般的サービスを提供する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。
-----------------------	--------------------------------	---------------	-------------------------------	---

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七
条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（大久保地区ほ場整備事業）換地
計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月十六日から平成十四年二月十三日
- 三 縦覧場所 昭和町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同
法第五十二条の二第一項の規定により、皆瀬村からなされた換地計画に係る申請を適
当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第八条第六項の規定に

(二) 縦覧期間
平成十四年一月十五日から同年二月十五日まで

公 告

に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請年月日 平成十三年十二月二十六日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（皆瀬地区中山間地域総合整備事業Ⅲ
小屋工区）換地計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十四年一月十六日から同年二月十三日まで
- 四 縦覧場所 皆瀬村役場

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
 広報紙「県政だより『あきた新時代』」(年十二回発行予定)
 予定数量 四百九十五万六千部
 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (二) 契約期間
 契約日から平成十五年二月二十八日(金)まで
- (三) 納入場所
 別途指定する場所
- (四) 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (五) 入札書の提出場所等
 入札書、資料等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (六) 入札説明書の交付方法
 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月十五日(火)から同年二月二十五日(月)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。
- (七) 入札書の受領期限
 平成十四年三月一日(金)午前十一時三十分
 郵便による場合は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十五条第一項に規定するところによる。
- (八) 開札の日時及び場所
 平成十四年三月一日(金)午前十一時三十五分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (九) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金
 入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、規則第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金
 落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならぬ。ただし、規則第百七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者
 次のア又はイの書類を平成十四年二月二十六日(火)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
 なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
 ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
 イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者
 (3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (5) 確認書類等
 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (六) 入札の無効
 規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (七) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (八) 契約書作成の要否 要

(七) その他
詳細は、入札説明書による。

五 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Public Relations Bulletin of Akita Prefectural Government "Akita-Shinjidai"
 - 2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 1 March, 2002
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。

平成十四年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計システム 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十三年十二月二十一日
- (四) 落札者の名称及び住所
東北化学薬品株式会社秋田支店
秋田市寺内字三千刈四百六十二番一
- (五) 落札金額
五千九百二十六万二千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続

二 その他の政治団体

羽後町金田勝年後援会	政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
斎藤保雄	斎藤保雄	阿部公一	雄勝郡羽後町西馬音内字裏町八十九番地一	平成十三年十二月三日	

- (一) 一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日
平成十三年十一月九日
- (二) 落札に係る物品の名称及び数量
サーバ一式
- (三) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (四) 落札者を決定した日
平成十三年十二月十四日
- (五) 落札者の名称及び住所
株式会社富士通秋田システムエンジニアリング
秋田市旭北錦町一番十四号
- (六) 落札金額
九百十五万六千円
- (七) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日
平成十三年十一月十六日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第一号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十三年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

佐藤げん一後援会	佐藤久右衛門	佐藤久市郎	由利郡鳥海町栗沢字牛ヶ首三十五番地	平成十三年十二月四日
----------	--------	-------	-------------------	------------

秋選管告示第二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十三年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異

動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年一月十五日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日		
自由民主党比内支部	主たる事務所の所在地	代表者	北秋田郡比内町扇田字庚申岱二十九番地七	北秋田郡比内町扇田字押切十二番地一	平成十三年十二月六日
自由民主党秋田県防衛支部	会計責任者	佐々木敬策	佐藤俊雄	柳沢清志	平成十三年十二月十一日
民主党秋田県第3区総支部	代表者	小松実	原田成次	石川富士弥	平成十三年十二月十四日
	代表者	若松吉治	柿崎実	柳沢清志	平成十三年十二月十四日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日		
千田鐵太郎後援会	会計責任者	鎌田豊	新	旧	平成十三年十二月十三日
石川光男後援会	代表者	桜庭進	新	旧	平成十三年十二月十九日
	代表者	加藤孫一郎	新	旧	平成十三年十二月十九日

佐竹のりひさ後援会	"	酒井 圭	平成十三年十二月二十五日
高松和夫後援会	主たる事務所の所在地	秋田市広面字家ノ下二十七番地三	"
地域経済研究会	"	秋田市山王三丁目一番十三号	"
能代商工政和会	代表者	鈴木 肇	"
	会計責任者	鈴木 憲	"
	代表者	山木 雄三	"
	代表者	鈴木 肇	"

秋選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十三年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十四年一月十五日

一 政党

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党秋田県参議院選挙区第1総支部	平成十三年十二月二十八日	平成十三年十二月二十八日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
秋田県石井道子薬剤師後援会	平成十三年十二月二十日	平成十三年十二月二十日
佐々木昭三後援会	平成十三年十二月一日	"
古家恒後援会	平成十三年十二月二十日	平成十三年十二月二十七日

秋選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。
平成十四年一月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 民主党秋田県参議院選挙区第1総支部

報告年月日 平成13年12月28日

収入・支出の総額

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入
民主党本部

11,195,374円

195,129円

11,000,245円

11,195,374円

11,000,000円

11,000,000円

その他の収入
 1件10万円未満のもの
 合計
 245円
 245円
 11,000,245円

(一) 支出の内訳
 経済経費
 人件費
 光熱水費
 備品・消耗品費
 事務所費
 小計
 政治活動費
 組織活動費
 選挙関係費
 機関誌の発行その他の事業費
 宣伝事業費
 小計
 合計
 4,347,162円
 635,968円
 385,177円
 3,308,666円
 8,676,973円
 764,412円
 1,558,615円
 195,374円
 195,374円
 2,518,401円
 11,195,374円

(二) その他の政治団体
 政治団体の名称 佐々木昭三後援会
 報告年月日 平成13年12月20日
 収入・支出の総額

ア 収入総額
 前年度繰越額
 本年の収入
 支出総額
 収入及び支出のない団体
 その他の政治団体
 1,117円
 1,117円
 0円
 0円

政治団体の名称	報告年月日
秋田県石井道子薬剤師後援会	平成13年12月20日
古家恒後援会	平成13年12月27日

秋選管告示第五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年一月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				公職の種類	異動事項	
高松和夫	県議会議員	高松和夫後援会	公職の種類 主たる事務所の所在地	新	旧	平成十三年十二月二十五日
佐竹敬久	秋田市長	地域経済研究会	"	秋田市長 秋田市山王三丁目一番十三号	秋田市長 秋田市山王三丁目一番十三号	"
				県議会議員 秋田市広面字家ノ下二十七番地三	参議院議員 山本郡山本町森岳字街道東四番地	
				秋田市長 秋田市山王三丁目一番十三号	秋田市長 秋田市漆川字境内川原三番地二十三	

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千五百円

印刷所 秋田県印刷株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarar@matubararamatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 印刷者 松原繁雄